

# 中津川市公立病院機能検討会支援業務委託仕様書

## 1. 委託名

### 中津川市公立病院機能検討会支援業務

## 2. 目的

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要である。一方でサービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつある。

平成27年3月の総務省通達により、平成27年度もしくは28年度に公立病院が新たな公立病院改革プランを策定することが決定しており、引き続き、病院の経営効率化に係る病院内および市との議論や意見を踏まえ、市内に2つある公立病院の経営効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しとの視点に立った改革を継続し、地域における良質な医療を確保していく必要がある。高い知識と豊富な経験を有する事業者の活用により、成行シナリオ及び**外来機能分担、病床機能・病院機能再編シナリオ案の策定・シミュレーション**を実施し今後の病院経営に対する助言指導を受けることを目的とする。

## 3. 委託期間

契約の日から平成28年3月末日まで

## 4. 業務範囲

- (1) 業務範囲は、「総合病院 中津川市民病院」と「国民健康保険坂下病院」を対象（以下「対象業務範囲」という。）とし、原則、「訪問看護ステーション ほほえみ」、「坂下老人保健施設」は対象としない。ただし、再編シナリオに老人保健施設等を病院内に機能追加する場合は、これも含めたものとする。

## 5. 委託業務内容

### (1) 対象業務範囲における経営分析に関すること。

- ・経営・財務の状況について現状を的確に把握し、将来(平成27年度～平成32年度)について客観的な経営見通しを作成すること。

※経営見通しを作成するにあたり、現状のまま特設2つの病院の外来病床機能、病院機能の見直しをしなかった場合の「成行シナリオ」を作成すること

※上記の「成行シナリオ」の経営見通しを作成するにあたり、施設・設備等の整備、ランニングコストや医療需要の動向等、経営収支に影響が大きいものを反映すること。

※財政データ・設備投資計画等を活用すること

### (2) 対象業務範囲における外来機能分担、病床機能・病院機能再編シナリオ案の策定・シミュレーション

## ンを作成すること。

※上記 5. (1) の資料及び関係資料の収集及び地域及び医療現場を踏まえ経営に対する分析をすること。

※財政データ、DPC データ、レセプトデータ、医療圏将来人口推計データ等を活用すること。

※地域医療構想会議の意見を取り入れたものであること。

- (3) 上記 5. (1) ～ (2) で作成した資料は、「中津川市公立病院機能検討会及び作業部会」（平成 27 年 1 1 月から開催予定）へ提供する元資料とすること及び意見や参加を求められた場合は、これに応ずること。

## 6. 業務手順

受託者は、次の(1)から(3)に基づき業務を進めるものとする。ただし、受託者は、業務の進め方について、より効率的・効果的と考えられる方法を提案するものとし、市がこれを承認した場合又は市の指示による場合は、業務の進め方を変更するものとする。

- (1) 受託者は、検討会及び作業部会の会議の時期を念頭に置いた業務の工程表を提出すること。また、工程が変更となる場合は、逐次修正を加え、工程管理を適切に行うこと。
- (2) 第 1 回目の打ち合わせを契約締結日から 7 日以内に行うので、受託者はこれに出席すること。

## 7. 実施体制

- (1) 本業務委託の主担当者の契約期間中における変更は、やむを得ない理由を除き原則として認めない。

## 8. 成果品

- (1) 中間段階における成果品

受託者は、中間段階における次の成果品を市から求められたときは、市の指示に従い、速やかに提出すること。

- ① 対象業務範囲の将来(平成 27 年度～平成 32 年度)について客観的な経営見通し「成行シナリオ」  
(納期:平成 27 年 12 月上旬を予定)

※経営見通しを作成するにあたり、現状のまま特段 2 つの病院の病床機能、病院機能の見直しをしなかった場合の「成行シナリオ」

- ② 対象業務範囲の**外来機能分担、病床機能・病院機能再編シナリオ案の策定・シミュレーション**(納期:平成 28 年 3 月中旬)

上記資料①②のデータを記録した電子媒体一式

※前記の成果品については、市から特に指示があるものを除き、Microsoft Word 又は Microsoft Excel にて作成すること。

- (2) 成果品の提出等

受託者は、業務が完了したときは速やかに前項(2)の成果品及び完了届を市に提出し、検査を受けなければならない。提出があった成果品に訂正事項等があった場合は、市の指示に従い、速やかに訂正し再提出しなければならない。

- (3) 帰属

成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、市に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、市の承諾を必要とする。

## 9. その他提出書類

### (1) 委託契約締結後

#### ① 実施計画書（実施体制・実施内容等）

- ・ 工程表
- ・ 体制図（業務責任者等の配置者を記載すること。）
- ・ 一部委任（又は下請負）届（一部委任又は下請負する場合に限る。）

### (2) 業務着手後

#### ① 着手届

### (3) 業務完了後

#### ① 実施報告書

- ・ 完了通知書（業務完了時）
- ・ その他市が必要とする書類（業務完成時に指示）

※上記(1)から(3)の提出書類は、市又は任意の様式とする。

## 10. 特記事項

### (1) 法令等の遵守

受注者は、本委託業務を行うにあたり、関連法令等を遵守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、本事業を一括して第三者に委託することができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、本市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### (3) 個人情報の取扱い

受注者が本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、中津川市個人情報保護条例(平成12年中津川市条例第17号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (4) 守秘義務等

- ① 受注者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本事業終了後も同様とする。
- ② 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし発注者の承諾があるときは、この限りでない。
- ③ 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた情報について、情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- ⑤ 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

- ⑥ 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- (5) 立入検査等  
本市は本事業の執行の適正を期するため、必要があるときは、受注者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合がある。
- (6) 成果品等の帰属  
本業務により作成された成果品及びその過程のデータの所有権は、本市に帰属するものとする。
- (7) 資料等の提供  
本業務の実施にあたり、両者協議のうえ、本市は業務に必要な書類等の作成・分析に必要な資料等の提供を行う。
- (8) その他  
受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

本業務スケジュールのイメージ図

平成27年度

▼県地域医療構想公表

